

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程

平成25年3月22日付国総環第151号
最終改正 令和5年4月24日付国技施第10号

(目的)

第一条 本規程は、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案して定めた燃費基準を達成する建設機械（以下「燃費基準達成建設機械」という。）の型式等についての認定等（以下「型式認定」という。）に関する必要な事項を定めることにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械をいう。

2 この規程において「燃費評価値」とは、別紙一に規定する燃料消費量評価値算定要領に基づいて算定した燃料消費量評価値をいう。

3 この規程において「燃費基準値」とは、別表一に掲げる建設機械の機種及び区分ごとに定められた値をいう。

(燃費基準達成の技術基準)

第三条 次の各号に掲げる建設機械について、燃費基準を達成するため必要な技術上の基準は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 燃費基準達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる燃費基準値以下であること
- 二 燃費基準85%達成建設機械 燃費基準85%達成建設機械を設定している機種については、燃費評価値が別表一に掲げる「燃費基準値を0.85で除した値」以下であること

(建設機械の型式認定)

第四条 大臣官房参事官（イノベーション）は、次の各号のいずれかに該当する建設機械について、前条第一号又は第二号の基準に適合するとともに均一性を有している建設機械を、燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械として型式認定することができる。

- 一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第十条の規定による型式届出特定特殊自動車であって、法施行規則第十六条第一項第二号に定める表示（原動機の法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。以下同じ。）が19kW以上56kW未満のものについては表示年が2011年または2014年、56kW以上560kW未満のものについては表示年が2014年）が付された特定特殊自動車
- 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第2項第1号及び第3項の基準（法届出出力が19kW以上56kW未満であって、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第28条第1項第13号イが適用され、かつ第159項または第161項が適用されるものも含む）にそれぞれ適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた、又は道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた特殊自動車
- 三 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「排ガス指定要領」という。）第11の1の規定による型式指定建設機械であって、排ガス指定要領第20の1に定める表示が付された建設機械（ただし、排ガス指定要領第18の規程によるみなし指定建設機械は除く）

2 型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定する燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領によるものとする。

3 大臣官房参事官（イノベーション）は、燃費基準達成建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から原則3ヶ月以内に審査を行い、認定するものとする。

（型式認定の申請）

第五条 建設機械の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を大臣官房参事官（イノベーション）に提出しなければならない。

- 一 認定申請書（様式一）
 - 二 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二、様式二の三又は様式二の四）
 - 三 申請に係る建設機械の仕様書
 - 四 申請に係る建設機械の外観図
 - 五 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
 - 六 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本産業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格若しくは検査の業務組織及び検査の実施要領において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）
 - 七 当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面
 - 八 申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
 - 九 その他大臣官房参事官（イノベーション）が型式認定に関し必要があると認める書面
- 2 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、前項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。
 - 3 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。
 - 4 型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であって、その製作等に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。

（技術基準適合検査記録の保存等）

第六条 型式認定を受けた者は、当該型式認定された建設機械の製作等をする場合においては、燃費基準達成の技術基準に適合するようにしなければならない。

2 型式認定を受けた者は、前条の規定による申請に係る確認方法に従い、その製作等に係る当該型式認定された建設機械について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認定の通知）

第七条 大臣官房参事官（イノベーション）は、第四条の規定により燃費基準達成建設機械又は燃費基準8.5%達成建設機械の型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の公表）

第八条 大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、燃費評価値及び認定適用日並びに認定番号を遅滞なく公表するものとする。

2 大臣官房参事官（イノベーション）は、第十三条第一項第八号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の届出）

第九条 型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第七号、同条第二項又は同条第三項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式六による届出書を、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。届出にあたっては、当該変更箇所に係る内容が分かる書面を添付するものとする。

（変更の申請）

第十条 型式認定を受けた者は、第五条第一項各号（第一号、第七号、第八号及び第九号を除く。）、に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 様式七による変更申請書
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 四 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本産業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

2 第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

（廃止の届出）

第十一条 型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した様式八による届出書を、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。

（型式認定された建設機械の燃費評価値測定資料等の提出）

第十二条 大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定された建設機械について第三条の基準に適合していないと認められるとき、その他型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき又は総合政策局公共事業企画調整課長が測定した燃費評価値と当該型式認定された建設機械の燃費評価値に明らかな差があると認められるとき若しくは必要があると認められるときは、当該型式認定を受けた者に対し、燃費評価値測定に関する詳細資料その他型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

（認定の取り消し）

第十三条 大臣官房参事官（イノベーション）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する燃費評価値測定に関する詳細資料等について、提出又は説明の求めに応じないとき
- 二 第十二条の規定により提出された詳細資料により、型式認定された建設機械が第三条の基準に適合していない又はその他型式認定に係る規定を満たしていないと大臣官房参事官（イノベーション）が認めるとき
- 三 型式認定された建設機械が技術基準に適合しなくなったと認められるとき
- 四 型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき
- 五 第四条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
- 六 第九条第一項の規定による変更を届け出なければならない場合において、遅滞なく届け出なかったとき
- 七 第十条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき
- 八 不正の手段により型式認定を受けたとき

九 燃費基準達成建設機械又は燃費基準8.5%達成建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき

(表示)

第十四条 燃費基準達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該燃費基準達成建設機械について、様式九又は様式十一による表示を見やすい箇所に付することができる。

2 燃費基準8.5%達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された燃費基準8.5%達成建設機械について、様式十による表示を見やすい箇所に付することができる。

3 建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に大臣官房参事官（イノベーション）に報告するものとする。

(点検整備方式の周知)

第十五条 第四条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

(普及の促進)

第十六条 大臣官房参事官（イノベーション）は、燃費基準達成建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成25年3月22日付国総環第151号）

(施行期日)

第一条 本規程は、平成25年4月1日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、原動機の法届出出力が19kW以上56kW未満の建設機械は平成28年10月より認定する。

附則（平成26年10月1日付国総環第65号）

(施行期日)

第一条 本規程は、平成26年10月1日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げる油圧ショベルで標準バケット山積容量が0.085m³以上0.25m³未満の建設機械は平成30年4月より認定する。

附則（平成28年10月28日付国総環第79号）

(施行期日)

第一条 本規程は、平成28年10月28日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げるホイールクレーンで最大吊り荷重が4.9t on以上79ton未満の建設機械は平成34年4月より認定する。

附則（令和4年2月10日付国総公第164号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和4年2月10日から施行する。

(認定開始日)

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げるホイールクレーンで最大吊り荷重が4.9t on以上150ton未満の建設機械は令和4年4月より認定する。

2 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げる標準バケット容量0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダの2030年燃費基準値による認定は令和9年4月より開始する。

3 第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げる標準バケット容量0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダの2020年燃費基準値は令和9年3月で廃止する。

附則（令和4年12月26日付国総公第193号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和5年1月6日から施行する。

附則（令和5年4月24日付国技施第10号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表一 燃費基準値

機種	区分	燃費基準		
油圧ショベル	標準バケット容積 (m ³)	2020年燃費基準値 (kg/標準動作)	2020年燃費基準値を0.85で除した値 (kg/標準動作)	2030年燃費基準値 (kg/標準動作)
	0.085以上0.105未満	2.0	2.4	-
	0.105以上0.130未満	2.1	2.5	-
	0.130以上0.150未満	2.6	3.1	-
	0.150以上0.200未満	2.8	3.3	-
	0.200以上0.250未満	3.2	3.8	-
	0.25以上0.36未満	4.3	5.1	4.03
	0.36以上0.47未満	6.4	7.5	6.21
	0.47以上0.55未満	6.9	8.1	6.21
	0.55以上0.70未満	9.2	10.8	8.10
	0.70以上0.90未満	10.8	12.7	9.29
	0.90以上1.05未満	13.9	16.4	10.70
	1.05以上1.30未満	13.9	16.4	12.09
	1.30以上1.70未満	19.9	23.4	15.72
ブルドーザ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/kWh)	2020年燃費基準値を0.85で除した値 (g/kWh)	2030年燃費基準値 (g/kWh)
	19以上75未満	568	668	511
	75以上170未満	530	624	466
	170以上300未満	508	598	437
ホイールローダ	定格出力* (kW)	2020年燃費基準値 (g/t)	2020年燃費基準値を0.85で除した値 (g/t)	2030年燃費基準値 (g/t)
	40以上75未満	21.3	25.1	23.0
	75以上110未満			18.1
	110以上230未満	27.9	32.8	23.7
ホイールクレーン	最大吊り荷重 (ton)	2020年燃費基準値 (kg/h)	2020年燃費基準値を0.85で除した値 (kg/h)	-
	4.9以上15未満	3.05	3.59	-
	15以上25未満	4.73	5.56	-
	25以上50未満	4.73	5.56	-
	50以上150未満	8.19	9.64	-

*定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

別紙一 燃料消費量評価値算定要領

1. 適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が0.085m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、定格出力19kW以上300kW未満のブルドーザ、定格出力40kW以上230kW未満のホイールローダ及び最大吊り荷重4.9t on以上150ton未満のホイールクレーンにおける申請時の標準作業時燃料消費量評価値の算定方法について規定する。

2. 燃料消費量評価値の算定

燃料消費量評価値の算定に係る試験方法は、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械－エネルギー消費量試験方法－油圧ショベル」（以下「JCMAS H020」という。）（平成26年3月25日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものも含まない。）、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H021「土工機械－燃料消費量試験方法－ブルドーザ」（以下「JCMAS H021」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものも含まない。）、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械－燃料消費量試験方法－ホイールローダ」（以下「JCMAS H022」という。）（平成27年6月30日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものも含まない。）及び（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H023「ラフテレンクレーン作業燃料消費量試験方法」（以下「JCMAS H023」という。）（令和4年11月18日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものも含まない。）によるほか、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものとして型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2) 試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3) 試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H021、JCMAS H022又はJCMAS H023の試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認者名を記載し、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出すること。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

- (1) データ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022によるものについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載し、JCMAS H021によるものについては、小数第1位を四捨五入し、整数値までを記載し、JCMAS H023によるものについては、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載するものとする。

4. 試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料（参考資料1、2、3又は4）を提出しなければならない。

5. 試験機械の型式、仕様及び装備の公表

大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定された建設機械の試験機械の型式、仕様及び装備を公表するものとする。

別紙二 燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領

第1 燃費基準達成建設機械の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、申請又は届出する建設機械の構造が、すでに型式認定を受けた建設機械の構造と比較して、その相違が機種毎に別表二、別表三、別表四又は別表五に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 規程第五条による型式の申請
- 2 規程第九条による変更の届出
- 3 規程第十条による変更の承認に係る申請

別表二 油圧ショベル

型式を区別する事項		例示	
エンジン型式		アイウ ABC123-4	
エンジン識別記号		アカサ XYZ987	
法届出出力 ^{注1}		#.#. # kW / ##### min ⁻¹	
蓄電装置又は蓄圧装置の形式 ^{注2}		電気二重層キャパシタ	
油圧システム、 主要油圧コンポー ネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	ヰケ GHI901-2
		形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注5}	##### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注3}	スプローラ径 ##φ 多連弁
		設定圧 ^{注6}	##. # MPa

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）、もしくは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるグロス出力の値を記載する。

注2 蓄電装置又は蓄圧装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注6 主リリーフ弁設定圧を記載する。

別表三 ブルドーザ

型式を区別する事項		例示		
エンジン型式		アイウ ABC123-4		
エンジン識別記号		アガ XYZ987		
法届出出力 ^{注1}		# ##. # kW / ##### min ⁻¹		
伝動部分の型式、形式、仕様	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
		定格出力	# ##. # kW / ##### min ⁻¹	
		駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
		定格出力	# ##. # kW / ##### min ⁻¹	
		減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
			総減速比	##. #
	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー
			トルクコンバータ（又は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
			変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
			R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
油圧式(HST)の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	エカ DEF567-8	
		形式 ^{注4}	可変容量ピストン式	
		設定圧/回転速度 ^{注5}	##. # MPa / ##### min ⁻¹	
	油圧モータ	型式又は仕様 ^{注3}	斜板###cc/rev	
		形式 ^{注4}	可変容量ピストン式	
	減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式	
		総減速比	##. #	

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

別表四 ホイールローダ

型式を区別する事項		例示	
エンジン型式		アイ ABC123-4	
エンジン識別記号		アサ XYZ987	
法届出出力 ^{注1}		#.# kW/#### min ⁻¹	
油圧システム、 主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}	キケ GHI901-2
		形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注4}	#### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注2}	スプローラ径 #φ 多連弁
		設定圧 ^{注5}	#.# MPa
伝動部分の 型式、形 式、仕様	発電式の場合	発電機	形式 三相交流発電式
			#.# kW/#### min ⁻¹
		駆動用電動機	形式 三相交流誘導電動式
			#.# kW/#### min ⁻¹
		減速装置	終減速装置形式 平歯車1段、遊星歯車1段式
			総減速比 #.#
	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注6} トルクフロー
			トルクコンバータ（又は主クラッチ）形式 3要素1段1相式
			変速機形式 遊星歯車式(F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3 #.#/#.#/#.#
			R1/R2/R3 #.#/#.#/#.#
	油圧式(HST) の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注2} エカ DEF567-8
			形式 ^{注3} 可変容量ピストン式
			設定圧/回転速度 ^{注7} #.# MPa/#### min ⁻¹
		油圧モータ	型式又は仕様 ^{注2} 斜板###cc/rev
			形式 ^{注3} 可変容量ピストン式
		減速装置	終減速装置形式 平歯車1段、遊星歯車1段式
			総減速比 #.#

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注6 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注7 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

別表五 ホイールクレーン

型式を区別する事項	例示		
エンジン型式	アウ ABC123-4		
エンジン識別番号	アカサ XYZ987		
法届出出力 ^{注1}	###. # kW / ##### min ⁻¹		
作業時出力 ^{注2}	###. # kW / ##### min ⁻¹		
油圧システム、 主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	キカ GHI901-2
		形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注5}	##### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注3}	スバル径 ##φ 多連弁
		設定圧 ^{注6}	##. # MPa

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 燃費試験(PTO-ON)時の作業時最大出力を記載する。

注3 型式名がない場合は主な仕様（油圧ポンプ；吐出量、制御弁；スバル径）を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ペーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注6 主リリーフ弁設定圧を記載する。

様式一

燃費基準達成建設機械認定申請書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第三条の規定に基づき、下記のとおり燃費基準達成建設機械
/燃費基準8.5%達成建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の型式及び規格

規格	建設機械の名称	
	型 式	
	同一の型式として処理できる範囲にある建設機械の呼称（カタログ名）	
	標準バケット山積容量 (m ³)	
	最大吊り荷重 (ton)	
	定格出力 (kW, min ⁻¹)	/
	質 量 (kg)	
	燃料消費量評価値	

2. 特定自動車の排出ガスの規制等に関する法律 届出型式名 又は 道路運送車両法 申請型式名

3. 認定適用日

4. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2)建設機械の名称は、「油圧ショベル」、「ブルドーザー」、「ホイールローダー」又は「ホイールクレーン」を記載すること。

(3)「同一の型式として処理できる範囲にある建設機械の呼称（カタログ名）」欄には全ての呼称（カタログ名）を記載すること。

(4)標準バケット山積容量は油圧ショベル及びホイールローダーにおいてのみ記入し、その他においては「-」を記載すること。

(5)最大吊り荷重はホイールクレーンにおいてのみ記入し、その他においては「-」を記載すること。

(6)定格出力は、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力の値を記載すること。

(7)質量は、各仕様における質量ではなく、燃料消費量評価値算定要領に基づく試験機械における質量を記載すること。

(8)燃料消費量評価値の単位は、油圧ショベルにおいては「kg/標準作業」、ブルドーザーにおいては「g/kWh」、ホイールローダーにおいては「g/t」、ホイールクレーンにおいては「kg/h」として記載すること。

(9)問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式二の一

エネルギー消費性能に関する諸元表（油圧ショベル）

			申請機械（記載例）
建設機械の型式			BH200-8
定格出力 ^{注1}			###. # kW / ##### min ⁻¹
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式		アヘ ABC123-4
	エンジン識別記号		abc-d1-234
	法届出出力 ^{注2}		###. # kW / ##### min ⁻¹
	蓄電装置又は蓄圧装置の形式 ^{注3}		電気二重層キャパシタ
	油圧システム、主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注4}
			形式 ^{注5}
			回転速度 ^{注6}
	制御弁		型式又は仕様 ^{注4}
			スプローラ径 # # φ 多連弁
	設定圧 ^{注7}		##. # MPa

注1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

注2 法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力、もしくは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるグロス出力をいう。

注3 蓄電装置又は蓄圧装置を搭載していない場合は、「-」を記載する。

注4 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注5 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注6 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注7 主リリーフ弁設定圧を記載する。

様式二の二

エネルギー消費性能に関する諸元表（ブルドーザ）

				申請機械（記載例）
建設機械の型式				B65ABC-15
定格出力 ^{注1}				###. # kW / ##### min ⁻¹
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式			アイウ ABC123-4
	エンジン識別記号			abc-d1-234
	法届出出力 ^{注1}			###. # kW / ##### min ⁻¹
	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
			定格出力	###. # kW / ##### min ⁻¹
	駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式	
		定格出力	###. # kW / ##### min ⁻¹	
	減速装置	終減速装置形式	平歫車1段、遊星歫車1段式	
		総減速比	##. #	
	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー
			トルコンバータ (又は主クラッチ) 形式	3要素1段1相式
			変速機形式	遊星歫車式(F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
			R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
	油圧式(HST)の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	エカ DEF567-8
			形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
			設定圧/回転速度 ^{注5}	##. # MPa / ##### min ⁻¹
		油圧モータ	型式又は仕様 ^{注3}	斜板###cc/rev
			形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
		減速装置	終減速装置形式	平歫車1段、遊星歫車1段式
			総減速比	##. #

注1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注2 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

様式二の三

エネルギー消費性能に関する諸元表（ホイールローダ）

			申請機械（記載例）	
建設機械の型式			BH200-8	
定格出力 ^{注1}			####. # kW / ##### min ⁻¹	
エンジン型式			アイウ ABC123-4	
エンジン識別記号			abc-d1-234	
法届出出力 ^{注1}			####. # kW / ##### min ⁻¹	
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	油圧システム、主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}	キカ GHI901-2
			形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
		制御弁	回転速度 ^{注4}	##### min ⁻¹
			型式又は仕様 ^{注2}	スプローラ径 # # φ 多連弁
			設定圧 ^{注5}	##. # MPa
	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
			定格出力	####. # kW / ##### min ⁻¹
		駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
			定格出力	####. # kW / ##### min ⁻¹
		減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
	伝動部分の型式、形式、仕様	機械式の場合	総減速比	##. #
			形式 ^{注6}	トルクフロー
			トルクコンバータ (又は主クラッチ) 形式	3要素1段1相式
			変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3	##. # / ##. # / ##. #
			R1/R2/R3	##. # / ##. # / ##. #
		油圧式(HST)の場合	型式又は仕様 ^{注2}	エカ DEF567-8
			形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
			設定圧/回転速度 ^{注7}	##. # MPa / ##### min ⁻¹
			油圧モータ	型式又は仕様 ^{注2}
			形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
			減速装置	終減速装置形式
			総減速比	##. #

注1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注2 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注6 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワー・シフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注7 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

様式二の四

エネルギー消費性能に関する諸元表（ホイールクレーン）

			申請機械（記載例）
	建設機械の型式		BH200-8
	定格出力 ^{注1}		###. # kW / ##### min ⁻¹
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式		アイウ ABC123-4
	エンジン識別記号		abc-d1-234
	法届出出力 ^{注1}		###. # kW / ##### min ⁻¹
	作業時出力 ^{注2}		###. # kW / ##### min ⁻¹
	油圧システム、主要油圧コンボーネント	型式又は仕様 ^{注3}	ヰケ GHI901-2
		形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注5}	##### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注3}	スプローラ径 ##φ 多連弁
		設定圧 ^{注6}	##. # MPa

注1 定格出力とは、JIS B8003(又は同等の国際規格)に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注2 燃費試験(PTO-ON)時の作業時最大出力を記載する。

注3 型式名がない場合は主な仕様（油圧ポンプ；吐出量、制御弁；スプローラ径）を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注6 主リリーフ弁設定圧を記載する。

様式三

試験結果記録表確認書

年　月　日

国土交通省
大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（以下「規程」という。）第五条第一項第六号の規定に
関し、申請に係る建設機械の品質管理を担当する者が規程第五条第一項第五号に規定する申請に係る
建設機械の試験結果記録表の内容に誤りがないことを確認致しました。

1. 試験期日

2. 試験場所

3. 試験機械の型式、製造番号

4. 燃費評価値

5. 確認した日

申請に係る建設機械の品質管理を担当する者

部署

氏名

様式四

建設機械同一証明書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第四条第二項に基づき、下記の建設機械は弊社で
製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における建設機械の名称及び型式

2. 供給先における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式五

建設機械共同供給証明書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第四条第三項に基づき、○○○株式会社、△△△株式会社、□□□株式会社の下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. ○○○株式会社における建設機械の名称及び型式

2. △△△株式会社における建設機械の名称及び型式

3. □□□株式会社における建設機械の名称及び型式

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式六

燃費基準達成建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第九条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更事項が生じた年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2)問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式七

燃費基準達成建設機械認定申請書に係る記載事項変更申請書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第十条第一項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式

2. 認定番号

3. 変更事項および変更事由

4. 変更適用年月日

5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）

6. その他必要な事項

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2)問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式八

燃費基準達成建設機械製作等廃止届出書

年　月　日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

（代表者の氏名）

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第十二条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式（呼称（カタログ名））

2. 認定番号

3. 認定日

4. 製作等廃止年月日

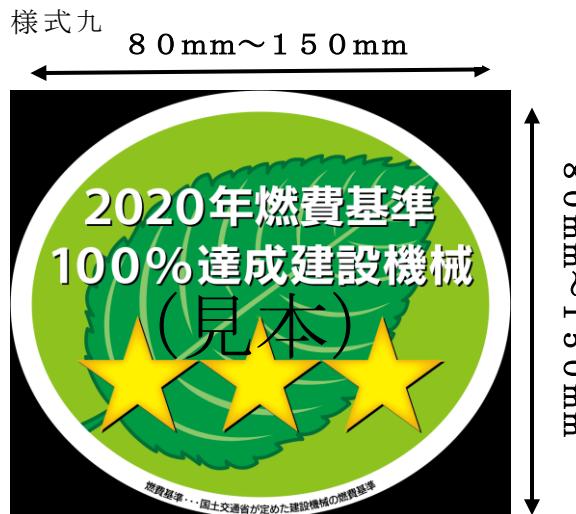
5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）

6. その他必要な事項

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2)問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

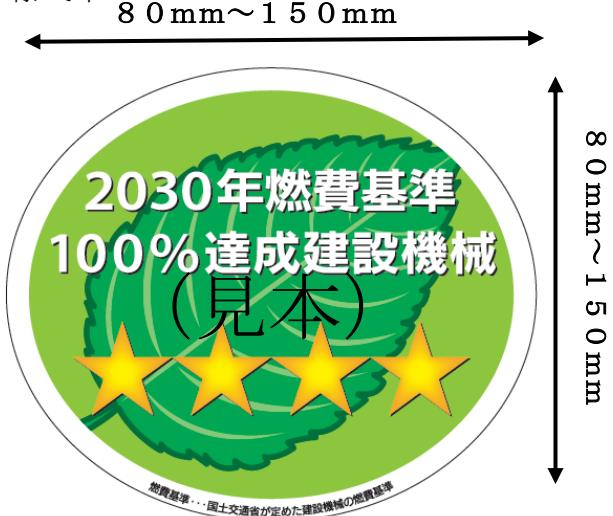
様式九



様式十



様式十一



参考資料 1

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（油圧ショベル）

仕 様		
諸 元		記載例
型式		ABC100-D
測定機械の呼称（カタログ名）		AAA100B-DL
測定機械の機械質量		##. #kg
エンジン型式		アウ DEF200
定格出力 ^{注1}		##. # kW / ##### min ⁻¹
油圧式の場合	油圧ポンプ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	旋回油圧モータ形式 ^{注2}	固定容量ピストン式
	走行油圧モータ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
ハイブリッド式	油圧ポンプ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	走行油圧モータ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	蓄電装置の形式	電気二重層キャパシタ
	発電電動機の形式	三層交流同期形永久磁石式
	旋回電動機の形式	三層交流同期形永久磁石式
装備品		
バケット	作業機の形式 ^{注3}	標準バケット
	容量（山積）	(山積) #. #m ³
	その他特別な装備 ^{注4}	強化型リンク
アーム	アームの形式 ^{注5}	標準アーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注6}	へこみ防止プレート
ブーム	ブームの形式 ^{注7}	標準ブーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注8}	クレーン兼用タイプ
上部旋回体	特殊な装備 ^{注9}	增量 (0.4t) カウンタウエイト
キャブ等の特殊な装備 ^{注10}		キャブ、EOPS
足回りの種類 ^{注11}		湿地シュー/##### mm
強化・安全装備 ^{注12}		フルトラックガード
標準型・超小旋回形・後方小旋回形の区别		標準型
その他の装備品 ^{注13}		建機遠隔情報管理システム

注1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注2 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注3 標準バケット、岩用バケット、強化バケット等。

注4 強化型リンク等。

注5 標準アーム、強化アーム等。

注6 へこみ防止プレート、クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注7 標準ブーム、強化ブーム、側溝掘ブーム、スイングブーム等。

注8 クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注9 増量 (t) カウンタウエイト等。

注10 EOPS、ROPS、OPG（フロントガード、トップガード）、キャノピ等。

注11 幅広シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、パットシュー、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等。

注12 フルトラックガード、レボフレームデッキガード、レボフレーム強化アンダーカバー、キャブ強化ガード、前方カメラ等。

注13 建機遠隔稼働管理システム、マルチコントロール、マシンセキュリティシステム等。

注14 記載する事項が無い項目には、「-」を記載する。

参考資料 2

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（ブルドーザ）

仕 様					
諸 元		記載例			
型式		ABC100-D			
測定機械の呼称（カタログ名）		AAA100B-DL			
測定機械の機械質量		##. #kg			
エンジン型式		アキ DEF200			
定格出力 ^{注1}		##. # kW / #### min ⁻¹			
発電式の場合	発電機形式		三相交流発電式		
	駆動用電動機形式		三相交流誘導電動式		
	終減速装置形式		遊星歯車 2段式		
機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー		
		トルコンパート（又は主クラッチ）形式	3要素 1段 1相式		
		変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)		
	終減速装置形式		平歯車 1段、遊星歯車 1段式		
油圧式（HST）の場合	油圧ポンプ形式 ^{注3}		可変容量ピストン式		
	油圧モータ形式 ^{注3}		可変容量ピストン式		
	終減速装置形式		平歯車 1段、遊星歯車 1段式		
装備品					
作業装置の形式	前方作業機 ^{注4}		ストレートブレード		
	後方作業機 ^{注5}		ドローバ		
足回りの種類 ^{注6}			湿地シュー/760 mm		
操向装置の形式 ^{注7}			クラッチ&ブレーキ		
キャブ等の特殊な装備 ^{注8}			キャブ、ROPS		
強化・安全装備 ^{注9}			フルレングストラックガード		
その他の装備品 ^{注10}			建機遠隔情報管理システム		

注 1 定格出力 (JIS B8003 (又は同等の国際規格) に規定されるネット出力をいう。) の値を記載する。

注 2 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等。

注 3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注 4 アングルブレード、ストレートブレード、6 ウエイブレード、VPAT ブレード、セミユニバーサルブレード、ストレートチルトドーザ、パワー・アングル・パワーチルトドーザ 等。

注 5 シングルシャンクリッパ、マルチシャンクリッパ、ドローバ、ウインチ等。

注 6 幅広シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ等。

注 7 クラッチ&ブレーキ、ディファレンシャルステア 等。

注 8 キャブ、ROPS、ROPS キャブ、FOPS、キャノピ 等を記載する。

注 9 ヘビーデューティクランクケースガード、ヘビーデューティラジエータガード、ヘビーデューティリアガード、燃料タンクガード、ファイナルドライブシールガード、フルレングストラックガード、等。

注 10 建機遠隔稼働管理システム、マシンセキュリティシステム、故障診断機能付モニタ等。

注 11 記載する事項が無い項目には、「-」を記載する。

参考資料3

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（ホイールローダ）

仕 様		
諸 元		記載例
型式		ABC100-D
測定機械の呼称（カタログ名）		AAA100B-DL
測定機械の機械質量		##. #kg
エンジン型式		アウ DEF200
定格出力 ^{注1}		##. # kW / ##### min ⁻¹
作業機操作用の油圧システム、主要油圧コンポーネント		可変容量ピストン式
発電式の場合	発電機形式	
	駆動用電動機形式	
	終減速装置形式	
機械式の場合	変速装置	形式 ^{注3}
		トルクコンバータ（又は主クラッチ）形式
		変速機形式
	終減速装置	遊星歯車1段式
油圧式（HST）の場合	油圧ポンプ形式 ^{注2}	
	油圧モータ形式 ^{注2}	
	終減速装置形式	
装 備 品		
作業装置の形式	フロントリンク機構の種類	
	バケット	標準型
		標準バケット
	容量	3.0m ³
その他特殊な装備等 ^{注5}		
タイヤの種類 ^{注6}		
キャブ等の特殊な装備 ^{注7}		
強化・安全装備 ^{注8}		
その他の装備品 ^{注9}		

注1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注2 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注3 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等。

注4 標準バケット、ライトマテリアルバケット、マルチバーパスバケット、ロックバケット等。

注5 クイックカプラ、反転エッジ、油圧装置（3バルブ、4バルブ）、ハイリフトアーム等。

注6 標準タイヤ、ワイドタイヤ、ロックタイヤ等。

注7 キャブ、ROPS、FOPS、キャノビ等。

注8 アンダーガード、リアフルフェンダー、セカンダリィステアリング等。

注9 建機遠隔稼働管理システム、故障診断機能付モニタ、オートライドコントロールシステム、スピードセレクタ、スロットルリミット、リミテッドスリップデフ、マシンセキュリティシステム、リモートグリース、增量（kg）カウンタウエイト等。

注10 記載する事項が無い項目には、「-」を記載する。

参考資料4

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（ホイールクレーン）

仕 様		
緒 元	記載例	
型式	ABC100-D	
測定機械の呼称（カタログ名）	AAA100B-DL	
測定機械の機械質量	#. #kg	
エンジン型式	アウ DEF200	
定格出力 ^{注1}	##. # kW / ##### min ⁻¹	
作業時出力 ^{注2}	###. # kW / ##### min ⁻¹	
油圧式の場合	油圧ポンプ形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
	旋回油圧モータ形式 ^{注3}	固定容量ピストン式
	主巻上げ油圧モータ形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
装備品		
ブーム	ブームの形式 ^{注4}	箱型4段油圧伸縮式
	ブーム長さ	9. 35 ~ 30. 5m
ジブ	ジブの形式 ^{注5}	箱型2段油圧起伏伸縮式
	ジブ長さ ^{注6}	8. 0 ~ 13. 0m
キャリア	走行の形式 ^{注7}	トルクコンバータ
	走行軸数 ^{注8}	2軸
アウトリガ	アウトリガの形式 ^{注9}	X型油圧式
主巻き／補巻きフック ^{注10}	25t / 4. 9t	
安全装備 ^{注11}	バックモニター	
その他の装備品 ^{注12}	建機遠隔稼働管理システム	

注1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注2 燃費試験(PTO-ON)時の作業時最大出力を記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 箱型4段油圧起伏伸縮式、箱型3段油圧起伏ロープ伸縮式等。

注5 箱型2段油圧起伏伸縮式、箱形3段油圧伸縮式、ラチス式等。

注6 8・13m、8~13m。

注7 トルクコンバータ、HST等。

注8 2軸、3軸、4軸等。

注9 X型油圧式、H型油圧式

注10 4. 9t、13t、20t、25t、35t、50t、70tフック等。

注11 バックモニター等。

注12 建機遠隔稼働管理システム等。

注13 記載する事項がない項目には、「-」を記載する。

別添

燃費基準達成建設機械等申請実施要領

第1 適用

本実施要領は、燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（以下「規程」という。）第五条に規定する燃費基準達成建設機械の型式認定の申請を行う場合に適用する。

第2 同一型式の範囲

型式認定の申請において、同一型式として処理できる範囲は、別紙二「燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領」によるものとする。参考に、同一型式として処理できる取替可能な装置・部品等の一般的な例として、別表（参考）が考えられ得る。

第3 届出書、添付書面の提出等

次に掲げる提出先に申請書等を提出するものとする。

提出先：国土交通省大臣官房参事官グループ施工企画室 環境技術担当

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8111（代表）

提出物：燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第五条に規定する書面

第4 規程第五条第1項第七号に規定する書面

規程第五条第1項第七号に規定する書面については、検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。

申請に係る建設機械の認定適用日以前から当該申請者が日本産業規格（以下「JIS」という。）Q9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得しており、かつ、申請に係る建設機械が主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規格を取得している事実を証する書面（認定証の写し）であっても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN（European Norm）29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902、又はQS（Quality System requirements）9000の各規格はJIS Q9001と同等以上の規格の例とする。

第5 点検整備方式の周知方法

規程第十五条に規定する点検整備方式の周知について、使用者に対して講じた措置内容を記載した書面を提出するものとする。

第6 型式指定の取り消しについて

規程第十三条第1項第九の「相当期間」とは、指定建設機械の製造を中止した年度における建設機械等損料算定表の標準使用年数とする。

別表（参考）

取替可能な装置・部品等の例

油圧ショベル	作業機の種類	側溝掘を含むブーム、アーム、バケット形式・容量、作業機の形式等
	旋回装置	旋回モータ、旋回減速機の形式、仕様等
	下部走行体	上位クラスのものを使用、走行モータ、走行減速機の形式、仕様等
	足回りの種類	広幅シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等
	各種仕様車	低騒音、湿地、碎石、解体、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車、軌道作業車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	小旋回形	超小旋回形、後方小旋回形
	アタッチメント	油圧ブレーカ、フォーク、グラップル、リフティングマグネット、リサイクル機械、草刈機、カンフーバケット、クラムシェルバケット、スーパーロングフロント、スライドアーム、2ピースブーム、ブレード付き、クレーン仕様、アタッチメント配管装着車、各部強化、CW重量増加等
	水陸両用掘削機	水陸両用掘削機（泥状掘削機）
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
	その他	その他、別紙二を満足する派生機種
ブルドーザ	作業機の種類	アングルブレード、ストレートブレード、6ウェイブブレード、スカリファイア、インサイドフレーム等の前方作業機、シングルシャンクリッパ、マルチシャンクリッパ、ドローバ、三点ヒッチ、ワインチ等の後方作業機
	足回りの種類	広幅シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ等
	操向装置の形式	クラッチ&ブレーキ、デファレンシャルステア等
	各種仕様車	低騒音、湿地、超湿地、超々湿地、岩盤地、農耕、林業、除雪、港湾荷役、トンネル、産廃仕様、各部強化等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
ホイールローダ	その他	その他、別紙二を満足する派生機種
	作業機の種類	バケット形式・容量、フロントリンク機構の種類、特殊フロントなどの装着等
	タイヤの種類	ワイドタイヤ、ロックタイヤ、メッシュチェーン、グローサ付き鉄輪等
	各種仕様車	低騒音、岩盤地、フォーク、除雪、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
ホイールクレーン	その他	その他、別紙二を満足する派生機種
	作業機の種類	主巻フック、補巻フック
	アウトリガ	X型、H型
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	その他	その他 別紙二を満足する派生機